

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年10月

都留市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標……………	1
第 2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方法、農業従事者の態様 等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標……	5
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様 等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が 目標とすべき農業経営の指標……………	14
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に 関する事項……………	15
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項……	16
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項……………	17
1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計 画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2 利用権設定等促進事業に関する事項	
3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項	
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第 6 その他……………	26
別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥関係)	
別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)	

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の基本方向

本市は山梨県東南部に位置し、標高が中心部で490m、周囲は1000m程の山々に囲まれ、中央を東西に山中湖を水源とする桂川が流れている。耕地は桂川の支流沿岸に広がり、水稲を主体とする農業が営まれてきたが、大部分が自家飯米農家で経営規模は零細である。一方、近年、他作物の導入による経営改善を目指す農家や、農業に参入する企業も現れてきている。

今後は、果樹（モモ・スモモ・ブドウ）を中心とした高収益型農業の導入に努めるとともに、並行して従来からの水稲とその他作物組み合わせによる農業経営の基盤強化も図りつつ、遊休農地の活用を目指して、地域特産品の振興、農業生産組織の整備、農地の流動化などを一層促進する必要がある。

そのため、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保と遊休農地の活用を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある開発・保全に努めるものとする。

2 農業構造の現状と見通し

本市の農業構造は、2020年農林業センサスによると総農家数873戸、この内販売農家数は140戸であり、総農家数の人口に占める割合は16%と僅かである。自給的農家数は733戸であり、総農家数の84%を占める。

今後とも地域を取り巻く社会、経済的環境から農家数は減少するものと予想される。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成についての目標

(1) 農業経営育成の目標

市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が地域環境の保全に寄与する機能保持ができるように配慮するとともに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得と年間労働時間に相当する水準を実現できるものとし、これからの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目標とする。

目標年間農業所得	主たる農業従事者1人当たり 概ね250万円以上
目標年間労働時間	主たる農業従事者1人当たり 1,800時間程度

(2) 農業経営基盤強化のための支援措置

市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを目的として、意欲と能力のある者が、農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置を総合的に実施する。

ア 指導体制

市は、隣接する市町村とともに、農業委員会、農業協同組合、富士・東部農務事務所等が十分なる相互の連携の下で指導を行うため、都留市地域農業再生協議会を活用し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に

対して上記の地域農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって、自らの地域の農業の将来方向について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

イ 土地利用型農業の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手にかかる情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

ウ 地域農業集団等の育成

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進を意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう一体となって行う。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、富士・東部農務事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である本市においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

エ 女性農業者の参加推進

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

オ 多様な担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがいとして農業を行う高齢農

家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求める。

カ 認定農業者への支援

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業等の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

(3) 推進方法

市は、都留市地域農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織及び農業法人等を対象に、経営診断の実施、スマート農業の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を富士・東部農務事務所の協力を受けて行う。

特にリニア見学センターへの来客、リニア実験線への一般試乗が見込まれることから、その近隣地に建設した「道の駅つる」へ集客し、周辺の農地を活用した体験農業や観光菜園施設等による集客も併せ、都市住民との交流と市産農林産物の販売の拠点化を強化する。

また、本市の農畜産物を活用した高付加価値を生み出すビジネスを創出することにより、地域産業の活性化を図るため、市産の農畜産物を活用した加工品の開発や、ブランド化等を支援するとともに、地産地消を推進する。

これらにより農業者の所得向上を図り、農業を魅力ある産業として確立させ、新規就農者の確保と農地の有効活用を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

都留市の令和4年度の新規就農者は4人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来以上に農産物の生産量の拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、都留市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

国が掲げる青年新規就農者を毎年2万人定着させ、令和5年には40代以下の農業従事者を40万人に拡大する政策目標や、山梨県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のための施策の展開方向を踏まえ、都留市においても当該青年等の確保と、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

都留市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の同等程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

目標年間農業所得	主たる農業従事者 1 人当たり 概ね 250 万円程度
目標年間労働時間	主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた都留市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については山梨県総合農業技術センター、果樹試験場、富士・東部農務事務所や J A クレイン等が重点的な指導を行う等、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

指標番号		1			
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態等	
大区分 野菜 作物	中区分 パレイシヨ 15 a + タマネギ 10 a + ダイコン 15 a + ニンジン 15 a + 水稲 30 a + なす 3 a + トマト 2 a	【資本装備】 ・作業機 ・軽トラック ・トラクター ・田圃機 ・管理機 ・動力噴霧器 ・バインダー ・自走式脱穀機 ・乾留機 【技術・作付体系】 (パレイシヨ) ・定植：3月下旬 ・収穫期：6月下旬～7月上旬 (タマネギ) ・播種期：9月上旬 ・定植期：11月上旬 ・収穫期：翌年6月 (ダイコン) ・播種期：9月中旬 ・収穫期：11月中～下旬 (ニンジン) ・播種期：7月下旬 ・収穫期：10月中旬～11月下旬 (水稲) ・播種：4月下旬 ・田植：5月中旬 ・刈り取り：9月下旬 (なす) ・接木：3月下旬 ・定植：5月上旬 ・収穫：6月上旬～11月上旬 (トマト) ・定植：6月中旬 ・収穫期：8月上旬～10月上旬	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結による給料明・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保	
経営規模の合計		90 a			
試算の基礎					
区分	生産単位	粗収入(千円)	生産量(kg)	単価(円/kg)	労働時間(h/10a)
パレイシヨ 露地	10 a	600	3,000	200	86
タマネギ 露地	10 a	900	6,000	150	206
ダイコン 露地	10 a	600	5,000	120	132
ニンジン 露地	10 a	690	3,000	230	507
水稲 平田耕種	10 a	133	525	253	52
なす 夏秋	10 a	2,400	10,000	240	960
トマト 雨除け夏秋	10 a	2,534	7,000	362	600
・主たる従事者 1人					
留意事項					
・水田転作の奨励作物として「産地づくり交付金」を活用し、給食センターへ食材として供給したものは補助金を上乗せ助成する。また市場出荷及び直売等により販路の拡大と価格安定を図る。					

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
大区分	中区分	小区分				
野菜	ホウレンソウ	ハウス	20 a	【資本装備】 ・作業機 ・軽トラック ・パイプハウス ・灌水施設 ・トラクター ・動力噴霧器 ・野菜袋詰機 【技術・作付体系】 (ホウレンソウ) ・播種期：10月上旬～3月下旬 ・収穫期：11月中旬～5月中旬、4回転 (こまつな) ・播種期：5月～9月 (4作) ・ハウスの有効利用を図るためホウレンソウとこまつなの組み合わせを行う。	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結による給料制・休日制の導入 ・常時雇用従事者又は臨時雇用従事者の確保
	ホウレンソウ	雨除け	20 a			
	こまつな	雨除け	20 a			
経営規模の合計			60 a			
試算の基礎						
区分		生産単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/10a)
ホウレンソウ	ハウス	10 a	1,552	4,000	388	949
ホウレンソウ	雨除け	10 a	3,264	6,000	544	951
こまつな	雨除け (ハウス)	10 a	1,369	4,200	326	768
・主たる従事者2人						
留意事項						
・雇用の確保。 ・ホウレンソウ＋こまつなの周年栽培体系の確立。 ・契約栽培及び販路の拡大。						

指標番号 3

営農類型			経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
大区分	中区分	小区分				
畜産	養豚	肥育豚	種雌豚 75頭 種雄豚 7頭 育成雌 8頭 育成雄 2頭 肥育豚 1,200頭	【資本整備】 ・分娩豚舎・交配・育成舎 ・妊娠・種雌豚舎・導入隔離舎 ・離乳子豚舎・育成豚舎・肥育豚舎 ・資材倉庫・出荷施設・管理等 ・尿処理施設・ふん発酵処理 ・養飼料タンク・トラック ・計量器・洗浄機 【技術・飼養体系】 ・年間分娩回数2回以上 ・出荷時日齢180日	・複式簿記の記載 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結による給料制・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保
経営規模の合計			肥育豚 1,200頭			
試算の基礎						
区分	生産単位	粗収入(千円)	生産量(kg)	単価(円/kg)	労働時間(h/頭)	
	種雌豚1頭	748	1,533	488	33.8	
・主たる従事者1.5人						
留意事項						
・豚舎等の衛生管理の徹底により育成率の向上を図ると共に、豚舎周辺の環境整備に努める。 ・飼養管理の適正化により産子数の確保をする。 ・予防注射、駆虫、豚舎消毒の徹底により事故率の減少に努める。						

営農類型		経営規模		生産方式		経営管理の方法		農業従事の様態等	
大区分	中区分								
特作	わさび	わさび	80 a	【資本装備】 ・作業場 ・育苗ハウス ・格納庫 ・軽トラック ・動力噴霧器 ・管理機 【技術・作付体系】 ・実生播種：3月上旬 ・仮植：4月中旬 ・植え付け：7月中旬～下旬 ・収穫期：6月上旬～10月下旬	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結による給料制・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保			
経営規模の合計			80 a						
試算の基礎									
区分	生産単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/10a)				
わさび	10 a	1,563	550	2840.9	638				
・主たる従事者2人									
留意事項									
・雇用者の確保。 ・土壌改善（客土等による土壌改良） ・販路の拡大（インターネット販売による商品の販路拡大）									

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	
大豆 + なす + トマト + ミディトマト + ホウレンソウ + いんげん + かぼちゃ + カリフラワー + タマネギ + ニンジン	大豆 50 a なす 15 a トマト 15 a ミディトマト 15 a ホウレンソウ 15 a いんげん 15 a かぼちゃ 15 a カリフラワー 15 a タマネギ 15 a ニンジン 15 a	【資本装備】 ・作業機・軽トラック・トラクター ・管理機・動力噴霧器 ・大豆専用バインダー ・大豆専用脱粒機 【技術・作付体系】 (大豆) ・播種：6月・収穫：10月下旬 (なす) ・播種・採木：3月下旬・定植：5月下旬 ・収穫：6月上旬～11月上旬 (トマト) ・定植：6月中旬 ・収穫期：8月上旬～10月上旬 (ミディトマト) ・定植期：1月下旬 ・収穫期：3月下旬～6月下旬 (ホウレンソウ) ・播種：3月中旬～10月上旬 4回 ・収穫期：5月上旬～12月上旬 (いんげん) ・播種：5月中旬・収穫：7月中旬～10月上旬 (かぼちゃ) ・播種：5月上旬 ・収穫：8月上旬～9月下旬 (カリフラワー) ・播種：10月下旬から11月上旬 ・収穫期：4月上旬～下旬 (タマネギ) ・播種：9月上旬 ・定植：11月上旬 ・収穫：翌年6月 (ニンジン) ・播種：7月下旬 ・収穫：10月中旬～11月下旬	・複式簿記の記載 ・青色申告の実施	・常時雇用従事者 又は臨時雇用従事者の確保	
経営規模の合計	185 a				
<p>執筆の基礎</p> <p>・主たる従事者2人</p>					
区分	生産単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/10a)
大豆	10 a	68	300	225	12.5
なす 夏秋	10 a	2,400	10,000	240	960
トマト 雨除け夏秋	10 a	2,534	7,000	362	600
ミディトマト ハウス半促成	10 a	2,800	7,000	400	1,050
ホウレンソウ 雨除け	10 a	2,640	6,000	440	951
いんげん 露地	10 a	1,132	2,000	566	812
かぼちゃ 露地	10 a	429	3,000	143	235
カリフラワー 春どり	10 a	681	3,000	227	300
タマネギ 9月播き	10 a	426	6,000	71	206
ニンジン 夏まき	10 a	636	3,000	212	507
主たる従事者1人					
留意事項					
<p>・雇用の確保</p> <p>・インターネット及び直売等による販路の拡大</p>					

営農類型		経営規模		生産方式		経営管理の方法		農業従事の様態等	
大区分	中区分								
表種作物	水稻 (作業委託)	水稻受託	700 a	【資本整備】 ・トラクター ・田植機 ・乾燥機 ・畝間り機 ・播種機 ・動力噴霧器・除草器・育苗器 軽トラクタ・トラクタ (41) ・高圧洗浄機 ・ロータリー・作業機・パイプハウス 【技術・作付体系】 ・品種構成 ・品種：コシヒカリ ・播種：4月下旬 ・移植：5月中旬 ・収穫：9月下旬	・複式簿記の記帳 ・青色申告の実施	・常時雇用従事者 又は臨時雇用従事者の確保			
	水稻	水稻	100 a						
経営規模の合計		800 a							
試算の基礎									
区分		生産 単位	粗収入 (千円)	生産量 (a・kg)	単価 (円)	労働時間 (h/10a)			
水稻	作業委託	10 a	110	10	110,250 (10a)	23.9			
水稻	平坦地移植	10 a	133	5,250	253 (1kg)	52			
主たる従事者		1人							
留意事項		・簡易ハウスで育苗							

指標番号 7

営農類型		経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
大区分	中区分				
野菜 作物	ニンニク	ニンニク 130 a	【資産整備】 ・作業機・格納庫・育苗ハウス ・トラクター・マルチャー・田植機 ・収播機 ・バインダー ・軽トラック・管理機 【技術・作付体系】 (ニンニク) ・9月中旬定植、7月中旬収穫 (水稲) ・米粉用に出荷するため 多収品種を活用 ・播種期：4月下旬 ・田植え：5月中旬 ・収穫期：9月下旬	・複式簿記の記載 ・青色申告の実施	・家族経営協定の 締結による給料 制、休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用従事者の確保
	+	水稲 70 a			
経営規模の合計		200 a			
試算の基礎					
区 分	生産 単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/年)
ニンニク 普通	10 a	491	2,700	182	269
水稲 平地地移植	10 a	174	630	277	33
・主たる従事者1人					
留意事項					
・労働力の確保を図る。					

指標番号 8

営農類型		経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
大区分	中区分				
果樹	モモ + スモモ + ブドウ	90 a	<p>【資産整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業場・格納庫・乗用モア 軽トラック ・動力噴霧器 果樹収穫作業台車・SS ブドウ棚・簡易雨除け <p>【技術・作付体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 品種の組合せによる労力の分散 (モモ・スモモ) 疎植・低樹高栽培の導入による労力削減 (ブドウ) 短梢剪定栽培の導入による労力削減 簡易雨除けの導入による生産安定 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ほ場の集団化 育苗ほ場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記の記帳 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族経営協定の締結による給料制、休日制の導入 臨時雇用の確保
経営規模の合計 試算の基礎					
区分	生産 単位	粗収入 (千円)	生産量 (kg)	単価 (円/kg)	労働時間 (h/年)
モモ (日川白鳳 ほか)	40 a	8,146	14,000	581	385
スモモ (サマーエンジェル ほか)	20 a	2,491	5,000	498	297
ブドウ (シャインマスカット)	30 a	1,983	1,500	1,322	300
・主たる従事者1人					
留意事項					
・地域の特性に応じた品種・栽培方法の組合せを検討する。					

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」を参考にし、年間所得目標は概ね250万円とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である、水かけ菜、わさび、にんにく、富士湧水ポークなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、都留市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

市が全体的な管理・推進を担いながら、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携を図る。特に、県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会と協力し、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第 2 に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用を占めるシェアの目標として示すと概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
32%	

※目標年次は令和 14 年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

大原（禾生地区）、川棚（宝地区）では、圃場整備事業により優良農地が集団化しており、特に大原地区においては認定農業者等への利用集積が図られている。しかしながら、その他の地区では、農地が住居等と混在し、集団化しておらず、認定農業者等への利用集積も進んでいない状況である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後はさらに農業従者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、都留市地域農業再生協議会など支援組織と相互に充分な連携を図り、利用権設定等促進事業等を主要な施策として、農業経営基盤の強化を促進する措置を講ずる。

(3) 関係団体等との連絡体制

市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、山梨県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ②利用権設定等促進事業に関する事項
- ③農地中間管理事業の実施の促進に関する事項
- ④農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ⑤農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑥その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である、稲作の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課に設置すること。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、補助事業や土地改良事業等が実施される予定の地域を中心に設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

市町村は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法

律第 229 号) 第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。) が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (オ) までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ) 及び (オ) に掲げる要件のすべて) を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者 (農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。) がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記 (ア) から (エ) まで掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの (ア) 及び (イ) に掲げる要件 (農地所有適格法人にあっては、(ア) に掲げる要件) のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合が利用権の設定等を受ける場合、法第 7 条に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法 (平成 14 年法律第 127 号) 附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件すべてを備えるものとする。

ア 耕作又は畜産の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は畜産の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行なう等により、その者が地域の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うことが見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人

以上の者がその法人の行う耕作又は畜産の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合の他、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）に基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農振法の開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、農用地利用集積計画を定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 市域の全部又は一部をその地区の全体又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付け地の集団化、農作業の効率化等の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目、及び面積
（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2の各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
- 市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。
- (12) 紛争の処理
- 市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。
- (13) 農用地利用集積計画の取消し等
- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利

- の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定にかかわる部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置付け、農務事務所、農業会議、農業委員会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会等関係機関との連携を密にして機構集積協力金等関係施策の積極的な活用により、意欲的な地域及び農業者の取り組みを支援する。また、各市町村において策定した地域の話し合いによる地域農業の方向や地域の農地を耕作する担い手を明確にした「地域計画」の策定を図り、農地中間管理事業と連動させることにより、効率的かつ効果的に農地の集積を推進する。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地

の効率的かつ総合的な利用に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第 64 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施しされないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申請があった場合に、特定農業法人又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、富士・東部農務事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(山梨県農業振興公社)等の指導、助言を求めてきたときは、都留市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となった総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業の受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託を組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受託から全面農作業受託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受委託金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業の受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとするものから申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受委託を行う農業者の組織化の推進、協同利用施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するための必要なその他の関連施策との連携

市は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、中山間地域等直接支払をはじめとする日本型直接支払制度等の各種事業の実施を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって水稲作、転作に通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

転作を契機とした、地域の土地利用の見直しを通じ農用地利用の集積化、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営展開に資するよう努める。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進対策等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、富士・東部農務事務所、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策や今後 10 年にわたり第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 及び第 2 の 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について検討する。

また、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、その推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成17年12月27日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月11日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年3月31日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年10月1日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若し区は第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための
利用権

（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転
を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>存続期間は概ね10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて概ね10年とすることが相当でない認められる場合には、概ね10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12 経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの①に同じ。	Iの①に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの①に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>